

# 特別支援教育の現状と課題

文部科学省特別支援教育課  
特別支援教育調査官  
石塚謙二  
(知的障害・自閉症・情緒障害・発達障害教育担当)

## 特別支援教育制度

## 特別支援教育の充実

### 特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### 学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

### 特別支援教育の課題

- 特別支援教育の対象児童生徒の増大
  - ・平成10年度から平成20年度にかけて、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数は、約30%増、小・中学校の特別支援学級在籍者は約80%増、通級指導対象者はほぼ倍増(全幼児児童生徒数は、約13%減)。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備
  - ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
  - ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ
- 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現
  - ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成
- 教員の専門性の向上
  - ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

### 具体的な施策

- 幼・小・中・高等学校等の特別支援教育体制の整備(平成23年度予算額)
  - ・特別支援教育総合推進事業(253百万円)
- 特別支援教育に係る人的環境の整備(平成23年度予算)
  - ・特別支援教育の充実のための定数措置
  - ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度~公立小・中学校、H21~公立幼稚園、H23~公立高校)
- 特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応
  - ・教室不足等の解消のための施設整備等
- 特別支援学校等の学習指導要領の改訂
  - ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等
- 特別支援教育担当教員の専門性の向上
  - ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施
- (独)国立特別支援教育総合研究所の充実
  - ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

# 特別支援教育の概況

## 特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1063万人

### 特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱  
聴覚障害 肢体不自由

0.60%  
(約6万4千人)

### 小学校・中学校

#### 特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害  
聴覚障害 病弱・身体虚弱  
知的障害 言語障害

1.37%  
(約14万5千人)

#### 通常の学級

#### 通級による指導

視覚障害 自閉症  
聴覚障害 情緒障害  
肢体不自由 学習障害(LD)  
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)  
言語障害

0.57%  
(約6万1千人)

2.54%  
(約27万人)

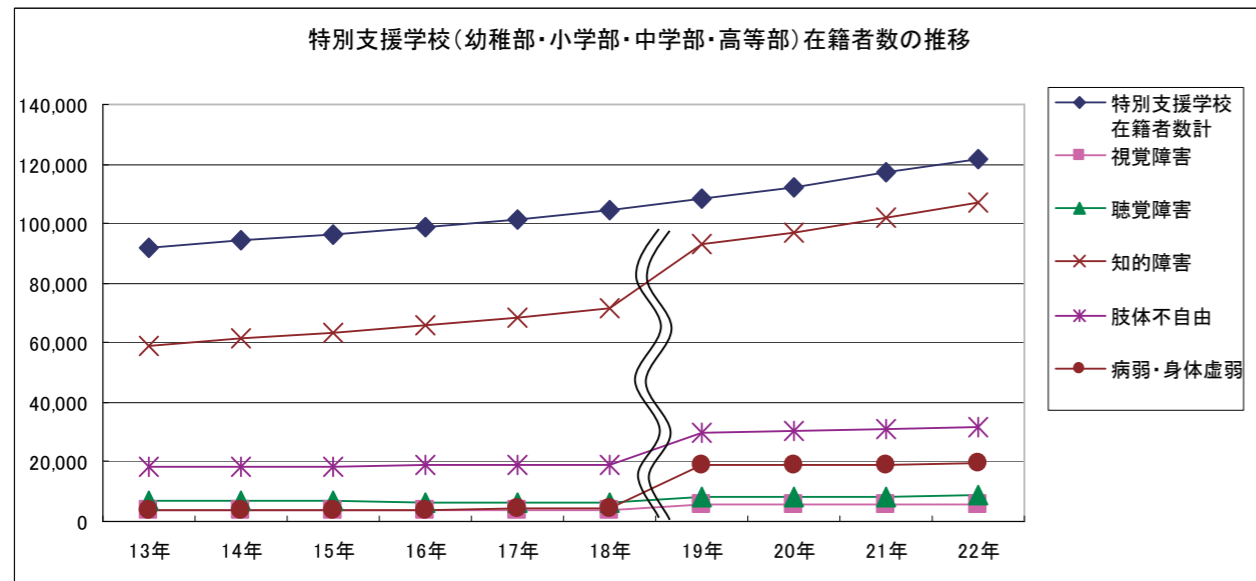
LD・ADHD ※1 高機能自閉症等 ※2  
6.3%程度の在籍率

(※2を除く数値は平成22年5月1日現在)

※1 LD(Learning Disabilities):学習障害  
ADHD(Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder):  
注意欠陥多動性障害  
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った  
調査において、学級担任を含む複数の教員により判断  
された回答に基づくものであり、医師の診断によるも  
のではない。

## 特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

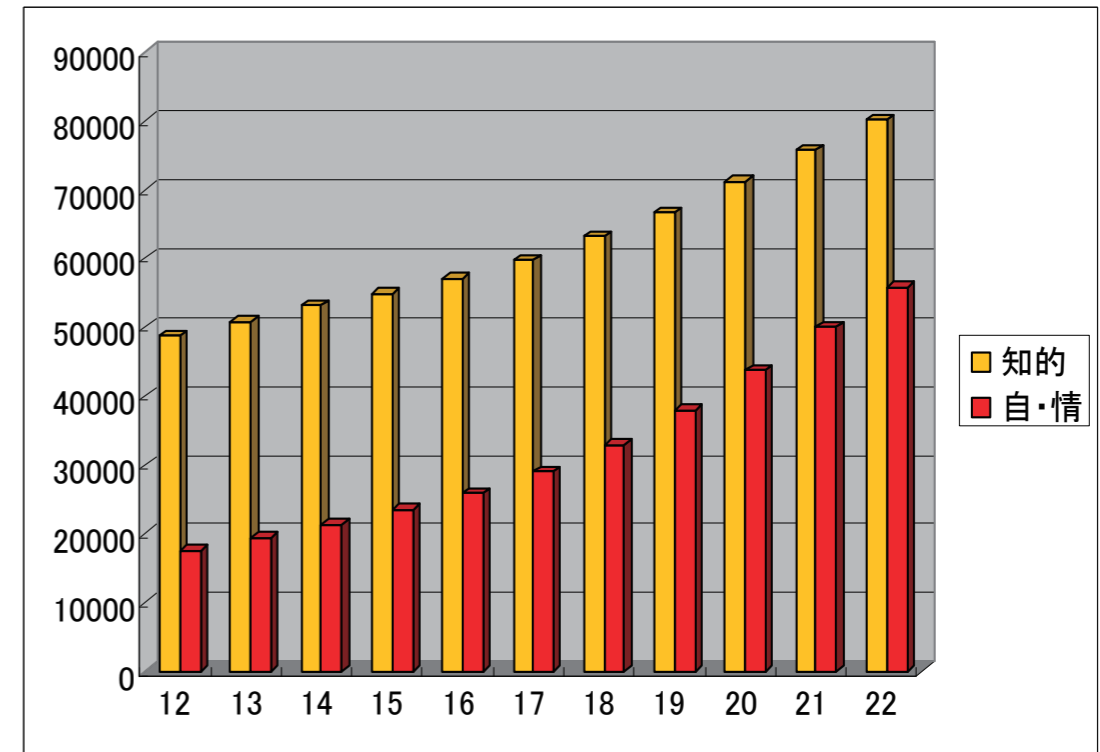
※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

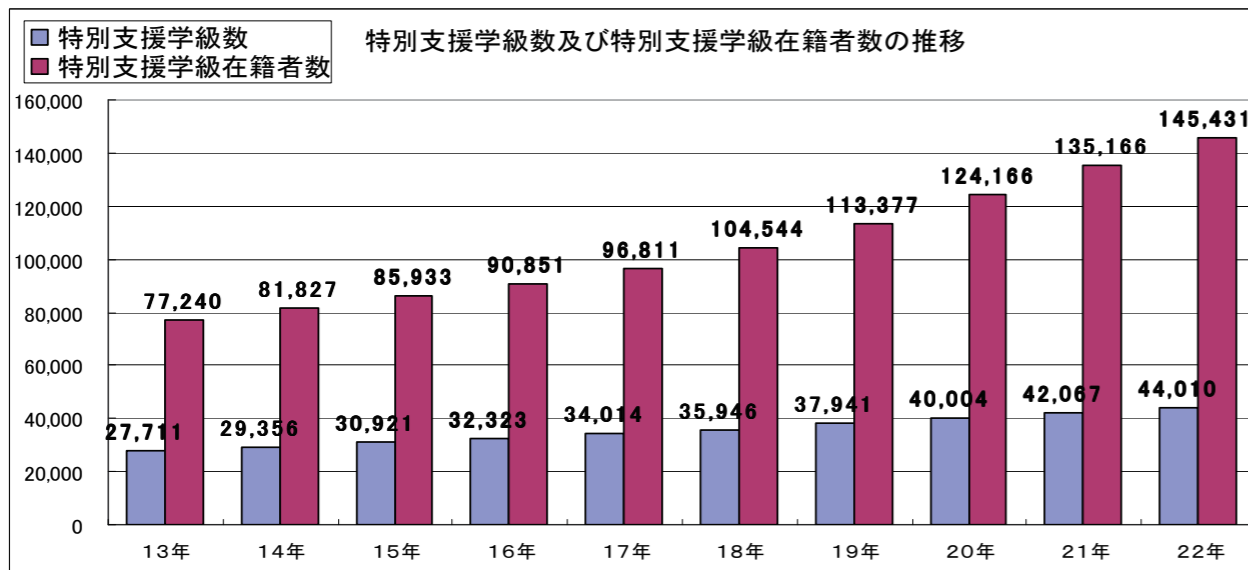
※注：平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の在籍者数と必ずしも一致しない。

## 知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒特別支援学級の児童生徒数の変化（H12～H22）



## ②特別支援学級の現状（平成22年5月1日現在）

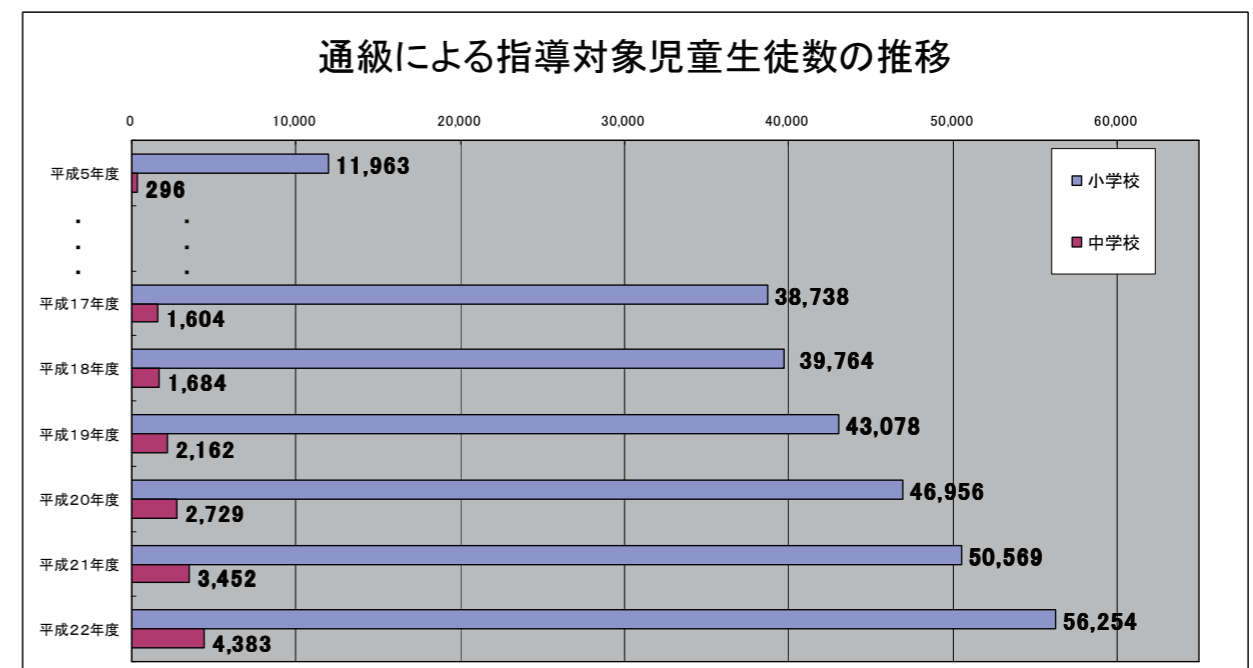
特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

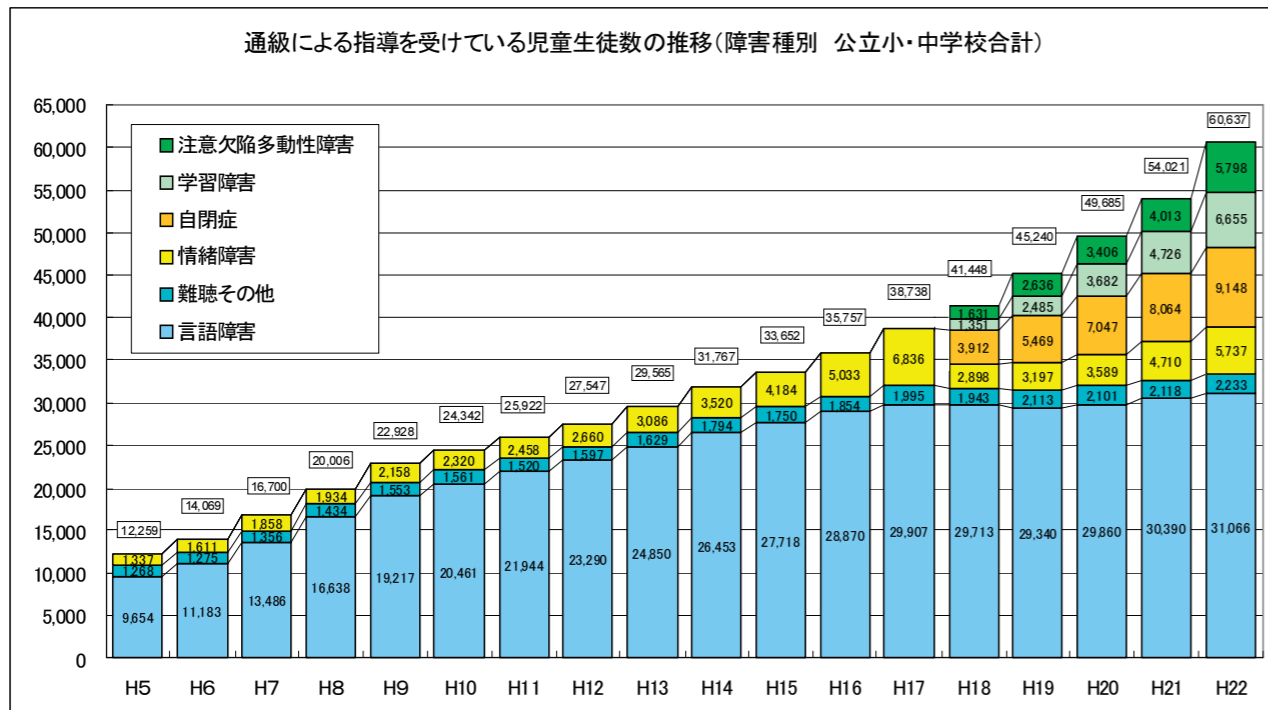
## ③通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視、難聴などである。



※ 各年度 5月1日現在

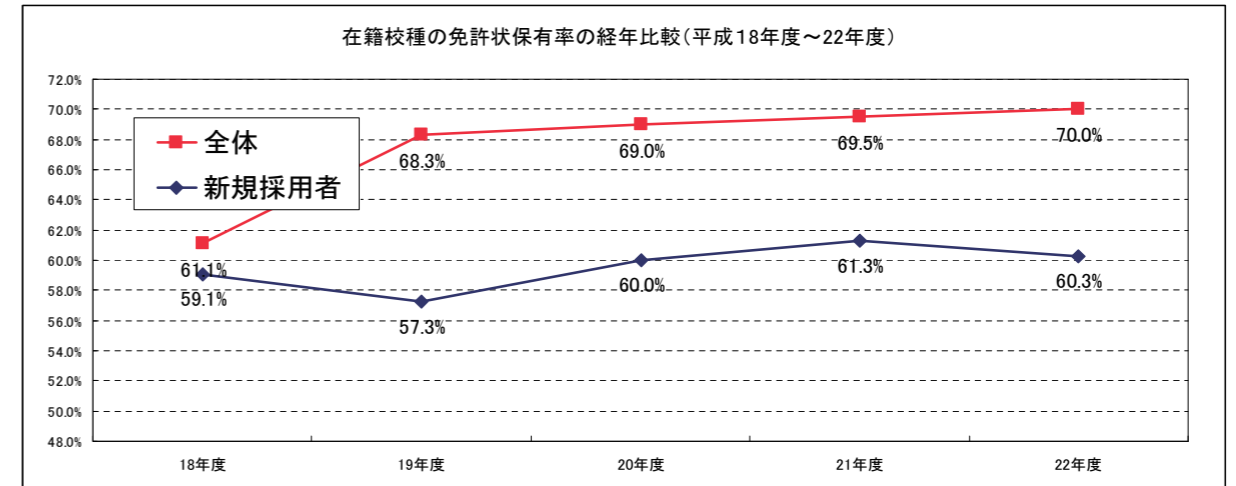
## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在  
 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示、平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

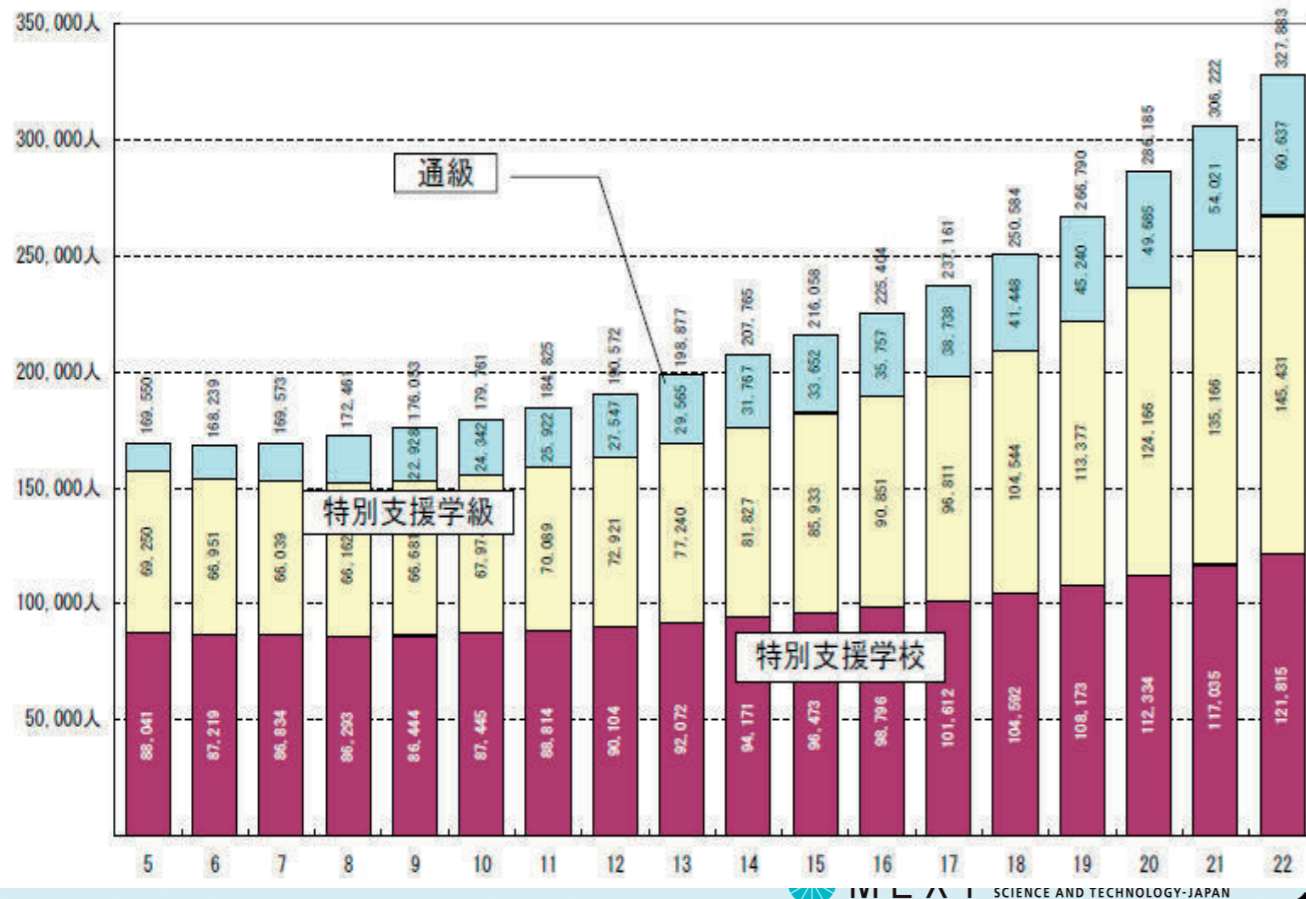
## 教員の専門性の向上

- ・ 特別支援学校全体の免許状保有率は微増, 新規採用者の保有率は微減(平成22年度)
- ・ 教員の研修受講機会の積極的な確保が必要



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
 平成19年度~22年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

## 特別支援学校、特別支援学級、通級の在籍者推移



## 特別支援学級教員の免許状保有率

- ・ 特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: 31.3%(前年比0.3ポイント減少)
- ・ 地域間の格差も大(公立小・中における免許状保有率: 最高が福井の68.2%, 最低が三重の16.8%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
小学校	32.7%	34.2%	33.8%	33.3%	33.0%
中学校	26.4%	28.6%	28.0%	27.9%	27.4%
合計	30.8%	32.4%	32.0%	31.6%	31.3%

# 文科省事業・予算等

# 特別支援教育総合推進事業

平成23年度予算額：252,722千円（前年度予算額：304,979千円）

## ～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

### 特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

**特別支援学校等**  
特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進

居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供

教育課程の編成等についての実践研究の推進  
障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

**研究・成果の普及**  
自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を図るため、交流及び共同学習（特に、いわゆる居住地校交流）の推進など、特別支援学校等において実践的な研究及び成果普及等に取り組み、もって特別支援教育の充実・改善を図る。

### 特別支援教育推進のための体制整備

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

**特別支援教育推進地域（都道府県等）**

外部専門家による巡回指導 特別支援連携協議会

地域住民への理解・啓発

**グランドモデル地域**  
【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】

福祉、医療、保健、教育、労働、その他

保健、福祉、医療機関との連携

教員研修（幼小中高）

高等学校における発達障害のある生徒への支援

相談支援ファイルの活用

就学指導・就学相談の充実  
市町村教育委員会を中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実

MEXT MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN 15

## 子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成23年度予算額：7,987百万円（前年度予算額：7,973百万円）

### ～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

**特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及**

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進

居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供

**特別支援教育推進のための体制整備**

特別支援教育総合推進事業 予算額：253百万円(305百万円)

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

特別支援教育推進地域（都道府県等）

外部専門家による巡回指導 特別支援連携協議会 教員研修（幼小中高）

地域住民への理解・啓発

**グランドモデル地域**  
【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】

福祉、医療、保健、教育、労働、その他

保健、福祉、医療機関との連携

相談支援ファイルの活用

民間企業 NPO 研究機関等

**保護者への支援**

民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算額：125百万円(157百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進等を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額：26百万円(40百万円)

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書や教材、その支援技術に関する研究等を実施する。23年度は特に普及・運用の在り方について研究を実施。

**研究・普及**

教育課程の編成等についての実践研究の推進  
障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

就学指導・就学相談の充実  
市町村教育委員会を中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実

特別支援学校等

## 特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。  
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 負担金 平成23年度予算額 4,875百万円（前年度予算額 4,686百万円）  
公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 補助金 平成23年度予算額 2,249百万円（前年度予算額 2,320百万円）  
公私立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 交付金 平成23年度予算額 459百万円（前年度予算額 465百万円）  
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成23年度予算額 7,583百万円（前年度予算額 7,471百万円）



小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

文部科学省



■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。23年度は、これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、以下の内容等に関する研究を委託し、団体間の連携、多面的な支援体制の構築等を図る。

【研究内容】

- ・ 就労支援、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野
- ・ 団体間の効果的な連携の在り方
- ・ 遠隔地・過疎地等における支援活動の在り方



<期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

特別支援学校学習指導要領

各教科・科目

(小・中学部では各教科、知的障害教育では独自の各教科)

道徳

(高等部では知的障害教育のみ)

総合的な学習の時間

(知的障害教育では小学部を除く)

外国語活動

(知的障害教育を除く小学部)

特別活動

+

自立活動

健康の保持  
心理的な安定  
人間関係の形成  
環境の把握  
身体の動き  
コミュニケーション

※特別支援学級等は、特別支援学校学習指導要領を参考にして、自立活動や知的障害教育の教科の内容等を取り入れて教育課程を編成することができる。

新学習指導要領

○個別の指導計画の作成

すべての子どもについて、各教科等にわたって個別の指導計画を作成するとともに、適切に評価し指導の改善に努めることを示した。

(5) 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

## ○個別の指導計画

基本的には、教育課程や指導計画に基づいて個別に作成された指導計画

### 個別の指導計画の基本的な考え方：

- 個別の指導計画＝個別指導の計画ではない。
- 基本的には、指導計画作成段階に作成される個別化された指導計画であるから、学期における計画や学級経営案などにおける個別化された計画もある。
- 作成の目的－指導の最適化を目指し、関係者のパートナーシップに資することができるように。

- 「個別の支援計画」：障害者基本計画（H15.4～）に基づく、乳幼児から一生涯にわたり一貫して、教育、福祉、医療、労働等の関係機関が、一人一人のニーズを的確に把握した支援計画。

- 「個別の教育支援計画」：「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合の呼称。「個別の教育支援計画」＝「個別の支援計画」。また、主として高等部段階の移行に関する計画を含む。

## ○個別の教育支援計画の作成

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、すべての児童生徒に個別の教育支援計画を作成することを示した。

**(14) 家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童又は生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。**

## ○自立活動

- 自立活動の内容の見直し

障害の重度・重複化、多様化に応じた指導を充実するため、内容として、他者とのかわりの基礎に関すること等を示すとともに、新たな区分として「人間関係の形成」を新設

- 指導計画作成の手順等を明確化
- 学校教育法第72条の改正を踏まえた用語の整理

## 第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

## 第2 内容

### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。
- (4) 健康状態の維持・改善に関する事。

### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。

## 知的障害教育の特性

- 小学校等とは目標や内容が異なる各教科やその取扱いなど  
生活科（小学部）、職業・家庭（中学部）、高等部の道徳など
- 領域・教科を合わせた指導（法令に規定）
- 単位制ではない（高等部）
- 個々の児童生徒の応じた指導内容の設定

### 学校教育法施行規則第130条

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

## 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。
- (4) 集団への参加の基礎に関する事。

### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関する事。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。

### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。
- (4) 身体の移動能力に関する事。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。

### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。
- (2) 言語の受容と表出に関する事。
- (3) 言語の形成と活用に関する事。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

（特別支援学校学習指導要領解説総則等編）

## ○学習評価について

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会  
「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」より

- 障害のある児童生徒の学習評価に係る基本的な考え方
  - ・障害の状態等に即した適切な指導や評価上の工夫は必要であるが、評価そのものへの信頼性にも引き続き十分配慮することが求められる。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒への学習評価の工夫
  - ・作成が義務付けられている個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を評価する必要がある。
  - ・知的障害及び重複障害のある児童生徒に対する指導や自立活動の指導を行う場合には、設定する指導目標や指導内容については、その妥当性の向上に十分配慮する必要がある。
  - ・重複障害者等に関する教育課程の取扱いにより指導上の配慮を行った場合には、必要に応じてその状況を記述する。

## 障害者制度改革の動向

## ○学習評価：知的障害者である児童生徒等に対する教育における指導目標及び指導内容の妥当性の向上

知的障害及び重複障害のある児童生徒に対する指導や自立活動の指導を行う場合には、児童生徒一人一人の実態に即して、個別に指導目標や指導内容を設定し、個別に評価することになるが、設定した指導目標が高すぎたり、指導内容が具体性を欠いたりするなどにより、結果として、効果的な指導につながらないことも考えられる。このため、設定する指導目標や指導内容については、その妥当性の向上に十分配慮する必要がある。  
(中央教育審議会教育課程部会報告)

## 障害者の権利に関する条約

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年9月28日 署名
- ・平成20年5月3日 発効
- ※計149カ国・地域機関が署名済み、うち100カ国・地域機関が批准  
(平成23年5月現在)

○概要  
障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

※教育に関する規定（第24条等）  
包容する教育制度 (inclusive education system)  
合理的配慮の提供 (reasonable accommodation)

○条約の批准・締結に向けた検討  
可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。（政府の「障がい者制度改革推進本部」及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」の下で、教育関係を含め、条約批准に向けた主要な論点につき検討が行われている。）



# 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する 特別委員会

## 論点整理 (平成22年12月段階)

### 1. インクルーシブ教育システム構築に向けての 特別支援教育の方向性について

○障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

○インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

### 1. インクルーシブ教育システム構築に向けての 特別支援教育の方向性について

○インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。

○インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。

子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

### 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

○一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

○就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。

## 3. インクルーシブ教育システム構築のための人的・物的な環境整備について

- 発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。
- 合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。
- 特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。
- 特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

○就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

○市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。

その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

## 4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

○インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

## 経緯等

- 昭和45年 心身障害者対策基本法制定
- 平成5年 障害者基本法と改称
- 平成16年5月28日 障害者基本法の一部を改正する法案が可決成立
- 6月4日 公布・施行（同法附則第3条において、施行後5年を目途として検討し、必要な措置を講ずることとされている。）
- 平成23年3月11日 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月22日 閣議決定

## 教育の条文のみ抜粋

### 【改正案】 （教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

### （削除）

2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

### 【現行】 （教育）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

### （新設）

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等 に関する法律（平成23年法律第79号）について①

### 経緯等

- 平成23年6月14日 衆議院厚生労働委員長より提出
- 同日 衆議院において可決
- 6月17日 参議院において可決・成立
- 6月24日 公布
- 平成24年10月1日 施行

### 法制定の趣旨

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とするものであること。

### 1 国及び地方公共団体の責務等（法第4条関係） 法の概要（教育関係部分）①

国及び地方公共団体における責務等について、以下のとおり定めること。

- (1) 障害者虐待の予防及び早期発見等を行うための関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。（第1項関係）
- (2) 障害者虐待の防止等の職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材等の確保及び資質の向上を図るための関係機関の職員の研修等の必要な措置を講ずるよう努めること。（第2項関係）
- (3) 障害者虐待に係る通報義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。（第3項関係）

## 障害者基本法改正案（2011/07/29可決、8/5公布・施行） （教育）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者ではない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者ではない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等 に関する法律（平成23年法律第79号）について②

### 法の概要（教育関係部分）②

### 2 障害者虐待の早期発見等（法第6条関係）

国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者が、障害者虐待の早期発見等に努めなければならないこと等を定めること。

### 3 就学する障害者に対する虐待の防止等（法第29条、第30条関係）

学校、認定こども園の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置など当該学校、認定こども園に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

### 4 施行期日（法附則第1条関係）

法は、平成24年10月1日から施行すること。

### 5 検討（法附則第2条関係）

政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度については、法の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 障害者基本法改正法案の上程 (閣議決定済み)



## 同法案制定



## 学校教育法施行令改正 (就学手続き)

- ※「合理的配慮」に係るWG設置(中教審)
- ※インクルーシブ教育システムにおける「合理的配慮」を明らかに (ガイドライン)

## これからの特別支援教育で大切にしたいこと、 必要と考えられること

- 学習評価の信頼性や指導目標・指導内容の妥当性の向上のための取組
- 多様な状態の児童生徒(比較的軽度の障害を含む)の教育課程や指導方などに関する効果的な研究
- 将来の職業生活等に結びつく新たな教育(キャリア教育を含む)の取組と効果的な就労支援
- 制度改正を視野に入れた教育・指導やセンター的機能における専門性の向上

→教育課程の編成・実施などで実現することが大切